

令和5年色麻町議会定例会1月会議会議録（第1号）

令和5年1月5日（木曜日）午前10時00分開会

出席議員 12名

1番	大内直子君	2番	佐藤忍君
3番	相原和洋君	4番	白井幸吉君
5番	河野諭君	6番	小川一男君
8番	工藤昭憲君	9番	今野公勇君
10番	天野秀実君	11番	山田康雄君
12番	福田弘君	13番	中山哲君

欠席議員 7番 佐藤貞善君

欠員 なし

会議録署名議員

2番	佐藤忍君	3番	相原和洋君
----	------	----	-------

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	早坂利悦君
副町長	山吹昭典君
総務課長	鶴谷康君
企画情報課長	菅原伸一郎君
町民生活課長	今野和則君
税務課長兼総合徴収対策室長	遠藤洋君
保健福祉課長兼地域包括支援センター所長	浅野裕君
子育て支援室長	今野健君
会計管理者兼会計課長	渡邊勝男君
産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長	山田栄男君
建設水道課長	高橋秀悦君
色麻保育所長	小山悦子君
清水保育所長	今野稔君

教育長	半 田 宏 史 君
教育総務課長兼学校給食 センター所長	竹 荒 弘 君
社会教育課長兼公民館長 兼農村環境改善センター 所長	山 崎 長 寿 君
農業委員会事務局長	高 橋 康 起 君
代表監査委員	早 坂 仁 一 君

職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長	高 橋 正 彦 君
書 記	大 泉 信 也 君

議事日程 第 1 号

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	会議日程の決定
日程第 4	議案第 1 号 色麻町児童医療費の助成基金条例の制定について
日程第 5	議案第 2 号 令和 4 年度色麻町一般会計補正予算（第 8 号）
日程第 6	議案第 3 号 令和 4 年度色麻町工業団地整備事業特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 7	請願第 1 号 （仮称）ウィンドファーム八森山事業計画の白紙撤回を求める請願
日程第 8	陳情第 6 号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める政府に対する意見書採択を求める陳情書の提出について
日程第 9	議発第 1 号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書（案）

本日の会議に付した事件

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	会議日程の決定
日程第 4	議案第 1 号 色麻町児童医療費の助成基金条例の制定について
日程第 5	議案第 2 号 令和 4 年度色麻町一般会計補正予算（第 8 号）
日程第 6	議案第 3 号 令和 4 年度色麻町工業団地整備事業特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 7	請願第 1 号 （仮称）ウィンドファーム八森山事業計画の白紙撤回を求

める請願

日程第8 陳情第6号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める政府に対する意見書採択を求める陳情書の提出について

日程第9 議発第1号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書
(案)

午前10時00分 開会

○議長（中山 哲君） 御参集御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は12名、欠席議員1名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年色麻町議会定例会1月会議を開会いたします。

令和5年1月会議の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

新年明けましておめでとうございます。昨年は新型コロナウイルス感染症の影響により、町の行事はほとんど中止となりました。また、2月に始まったロシアによるウクライナ侵攻はいまだ終息せず、その影響による物価高騰など、町民の生活が脅かされる大変苦しい1年となりました。

このような中、本議会は委員会の行政視察の再開や議員研修などを行い、議員一人一人が町民の声をよく聞き、町政に反映させるよう取り組んでまいりました。今年は新型コロナウイルス感染症との共存を前提に活動し、物価高騰に打ち勝ち、産業振興の推進を目指し、町民からの積極的な意見を聴取するため、議会懇談会の内容を検討し、開催したいと考えております。そして、町民皆様が仲よく集い、楽しく明るい笑顔で平穏な日常生活が戻ることを心から願うものであります。

定例会の開催をはじめ、各種議会運営がつつがなく実施できますのも、議員各位並びに町長はじめ、町執行部の皆様方の御協力のたまものであり、ここに衷心より厚く御礼を申し上げます。本年も1年間の会議を通し、議員、執行部皆様方の闊達な議論がなされ、町政発展に大いに寄与することをお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、年頭の会議に当たっての挨拶といたします。

次に、町長から御挨拶をいただきます。御登壇の上、御挨拶をお願いいたします。町長。

〔町長 早坂利悦君 登壇〕

○町長（早坂利悦君） 議員の皆さん、新年明けましておめでとうございます。また、議場からではありますけれども、町民の皆さんに対しましても、有線放送を通じながら御挨拶を申し上げたいというふうに思います。

今、議長からもお話がありましたけれども、社会情勢は大分この1年変わりました。私たちの日常生活の中でも、いろんな状況が目まぐるしく変化をしておるという現状でございます。今年は年末も穏やかでありましたし、元旦も非常に穏やかに令和5年がスタ

ートされました。今年はえとがうさぎということだそうですが、大きく我が町にとっても飛躍をしたいものだなという思いであります。そうした中で、今後、議員の皆さんにも御協力をお願いしたいというふうに思います。

まず、去年の年頭の挨拶でも申し上げましたが、色麻町の人口は、去年の年頭の挨拶のときには6,520名ぐらいでございました。今年は現在6,400人。ですから、もう120人、100人ぐらいは減っております。これは、この10年間はずっとこのペースで来ておりますので、10年前は約7,400、今、10年過ぎて6,400、いわゆるこの10年間で1,000人が減りました。我が町がこれから大きい課題、最大の課題とするのは、まず、子供が少ない、少子化、これと人口減少、これが最大の課題になるというふうに思っております。どなたかそれぞれの日本全国の市町村の人口を予想した人がございましたけれども、色麻町の人口は、2040年までの間に30%減るというふうに予想されました。その予想もやや今のところそういうペースで来ているような気がします。これから私たちは、これを何としてもこのペースからは崩さなくちゃならない、そういう努力をしていきたい、そう思っております。

今のコロナ感染関係、これも議長からお話があったとおりでして、コロナ感染症もまだまだ終息されておられません。今、オミクロン株対応のワクチン接種をしておりますけれども、これは12歳以上の方が対象となるということになります。このうち対象となるのは5,800人か、5,900人ぐらいあると思いますが、いわゆる12歳以上ですね、そのうちワクチン接種した方々は約6割近いんじゃないかと思っております。こういう状況の中で、まだまだこのコロナ感染症については、油断のできる状況ではございませんので、これからもお互いに気をつけて、町民の皆さんがこういうことで健康を害すということのないように、お互いに気をつけていきたいというふうに思っております。

また、去年の、これも皆さんに申し上げておったんですけれども、1年間の目標を掲げて、この1年間過ぎたわけですが、全てそれを完結できるものはございませんでした。全て現在も進行形の状況ですので、まず、工業団地2工区、これは整備が終わって、今、企業誘致すべく努力をしております。何とか自分の任期の中で形をつくりたいというふうに思っております。

また、認定こども園については、順調に推移をさせていただいております。議会の皆さんにもいろいろなお話をいただきながら、参考にしながら現在進めておまして、今年度中に建設をし、順調にいけば来年の4月1日開園という運びになるように進めたいというふうに思っております。

また、この人口減少ということをも意識しながら、分譲地を確保したいなというふうな思いを持っておりましたが、大村分校を、まず、あそこを解体をしたいということで発注はしております。これも令和5年に入りますけれども、分譲地として出したいというふうに思います。

さらに放射性の農林系放射性のものでございますけれども、この廃棄物関係ですけれども、こ

れも実はいろいろなアドバイスを受けて、何とかこれは処理できるかなと思っておったんですが、いろいろな事情があって断念せざるを得ないということもあり、いまだ、まだ残っておりますので、何とかこれも見通しを任期中につけたいなという思いで進ませていただきます。

そういう中で、今年4月1日、義務教育学校として小中一貫校、文字どおりの小中一貫校ということでスタートをします。これまでの小・中が1か所にあったわけですが、この義務教育学校ということでスタートになるとなれば、文字どおりの一貫教育の、いわゆる9年間の教育ということでのスタートということになりますので、念願の本町にとっての一貫教育がスタートするということになるかと思えます。

また、今年度はいろいろな、さっき冒頭に申し上げたとおりの社会状況でありますので、農業関係を営む人たちにとっても、資材の高騰を含めた厳しい経営状況にあるということは認識をしておりますが、これも議会の中からも話が出たこともありましたが、みどりの農業システムといいますか、いわゆる有機質をふんだんに使う、たまたま本町には、ここには鶏ふんの大きく出せる会社もあるものですので、そういうことを意識しながら、この経費をいかに下げていくか、こういうことを改めて考えながら、農業についての安定的な経営を図ってもらいたいものだなというふうに思っております。

さらに、商工業関係、商工会関係についても、人口が減少するということは、全て経済も落ちていくわけですので、そういうことからして交流人口あるいはそういういろいろ町のほうへ出向くような人口を増やす、こういうことを意識しながらやりたいというふうに思っております。

また、今年度、首長選挙がございますので、私としては残る任期期間を、今申し上げたような内容についても精いっぱい努力をさせていただきたいというふうに思います。

最後になりますが、この1年間で、町民一人一人が本当に御健勝で、御多幸で、そして災害のない1年を念願をし、そして、皆様が飛躍できる1年であるということを念願しながら、年頭に当たり挨拶に代えたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中山 哲君） 以上で、年頭の挨拶を終わります。

これより本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、議長として次の報告をいたします。

本日の議事日程は、議員各位のお手元に配付したとおりであります。

長より提案された会議事件は、議案3か件であります。また、議員提出の会議事件は、3か件となっております。

次に、地方自治法第121条第1項の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者、町長、教育委員会教育長、選挙管理委員会委員長、農業委員会会長、監査委員及び長より委任を受けた者が出席をいたしております。

職務のため議場に参加した者、議会事務局長及び書記であります。

以上をもちまして、議長としての諸般の報告を終わります。

○議長（中山 哲君） これより本日の日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中山 哲君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、議長において、2番佐藤 忍議員、3番相原和洋議員の両議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（中山 哲君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

会期につきましては、色麻町議会定例会の通年開催に関する要綱第2条の規定により、設定することになっております。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日1月5日から12月28日までの358日間といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、令和5年色麻町議会定例会の会期は、本日1月5日から12月28日までの358日間と決しました。

日程第3 会議日程の決定

○議長（中山 哲君） 日程第3、会議日程の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。1月会議の日程につきましては、本日1日といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、1月会議は本日1日と決しました。

日程第4 議案第1号 色麻町児童医療費の助成基金条例の制定

○議長（中山 哲君） 日程第4、議案第1号色麻町児童医療費の助成基金条例の制定についてを議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（鶴谷 康君） 議案第1号色麻町児童医療費の助成基金条例の制定について、提案理由を御説明いたします。

本町の乳幼児及び児童医療費につきましては、平成15年4月から12歳になる年度末まで、平成18年4月から15歳になる年度末まで、平成27年4からは18歳になる年度末ま

で、原則無償というふうになっております。この医療費のうち、県補助金の対象となっていない児童の分の医療費、つまり7歳になる年度初めから18歳になる年度末までの医療費助成に対しまして、防衛省所管の防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第9条に規定する特定防衛施設周辺整備調整交付金、いわゆる9条交付金を充当するための基金条例の制定をお願いするものであります。

9条交付金の使い道につきましては、法律施行令で医療に関する事業にも充当可能というふうになっておりまして、特定防衛施設周辺整備調整交付金交付要綱によりまして、2か年以上にわたって継続する事業につきましては、基金を造成して支弁するというふうに規定されております。

なお、この我が町のですね、乳幼児及び児童医療費の助成に関する事業の内容については、何ら変わることはなく、今までどおりということになります。単にその財源をですね、一般財源から9条交付金を充当するための基金をつくるということで、御理解賜りたいと思います。

それでは、条を追って説明をいたします。議案書のほう御覧ください。

第1条では、設置の根拠について規定をしております。

第2条では、積み立てる額につきましては、予算で定めるということを規定しております。

第3条では、管理について最も有利な方法で保管するというふうに規定をいたしております。

第4条では、運用した場合の収益の処理について規定をしておりまして、益が出た場合、一般会計予算に計上した上で、基金に編入するというふうに規定をしております。

第5条では、基金の処分について規定しており、充当することができるのは、冒頭で申し上げましたとおり、7歳になる年の年度初めから18歳になる年度末までの方に助成した経費で、それを充てる場合に限り取り崩すことができるというふうに規定をしております。

第6条で委任規定を設置しております。

最後になりますけれども、この条例の施行日でございますが、基金への積立てにつきましては公布の日から、助成金への充当につきましては令和5年度、令和5年4月1日からというふうになります。

以上、よろしく御審議を賜り、御可決くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。3番相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願いいたします。

先ほど課長からの答弁あったとおり、この事業に対しての基金条例、もともと特交、

周辺事業費に対してのお金をこういった形で使える仕組みというのが、記憶追っていくと七、八年前から、たしかできたのではないかなと。それで今回、やっと町長が重い腰を上げて、このような形で基金を制定したいということで。先ほど町長の答弁にあったとおり、やっぱり喫緊の少子化、これに拡充する上でどうしても必要だということは御理解しました。ただ、この中でちょっと気になる点が、先ほど7歳から18歳未満までの対象に対してということでございます。本町においては、色麻町乳幼児及び児童医療費の助成に関する条例というのがほかにもございます。これを考えた際、果たしてこの内容が趣旨的に児童医療費という部分だけでよろしかったのかどうか、なぜそこに当てはめたのかお尋ねをしたいと。また、基金についても、国庫支出金を今回2,390何がしかな、この金額を適用すると、条例としても2か年以上続けるということなんで、そのあたりのシミュレーションは今後どう立てていくのか。そういった部分はどう考えているのか、この制定資料内容だけで分かりませんので、もしお考えがなってるのであれば、お尋ねをしておきたいと思います。

○議長（中山 哲君） 総務課長。

○総務課長（鶴谷 康君） 提案理由の説明でも申し上げましたとおりですね、制度自体には何ら変わりはないということは御理解賜ったかと思いますが、財源を一般財源にするのか、こういう交付金を充てるのかということで、交付金を充てるためには基金を造成して、基金をつくって、その基金に入れたものを取り崩して事業をしていくという趣旨で、この基金造成をお願いしているということになりますけれども、なぜ乳幼児には駄目なのかということでございますけれども、決して乳幼児にも充てられるということにはなるんですが、乳幼児は2分の1、県補助金が入っております。あと、宝くじ交付金なんかもこちらに充当しておりますので、申請の段階ですでね、面倒な事案を避けるために、児童のほうにだけ充てるという考えでございます。特に充ててもいいんですけれども。3年度の決算で見ますとですね、児童が1,450万円ほど、乳幼児が880万円ほどということで、合わせますと二千四、五百万円という金額になるんですが、全額それ防衛、9条交付金充てられればいいんですけども、いろんな事業がありまして、この9条交付金をどのように充てていくかというのは、後年度の事業の内容を見ながら、建設水道課と協議して、充当可能金額を基金に積んでいくという計画なんですけれども、そういう関係上ですね、まず、児童だけということで設定をさせていただいたということで御理解賜ればと思います。

どのような計画でやっていくんだということなんですけれども、今の段階ではですね、4年度こそ2,398万1,000円というふうに予算も提案させていただいておりますが、5年度以降は500万円から1,000万円くらいの範囲内で、500万円から1,000万円くらいの範囲内で、平成11年度までの間に積みまして、最終年度は調整と。（「令和」の声あり）すみません、令和5年度から12年度まで積み立てる予定でいますけれども、その額が500万円から1,000万円くらいの間で調整したいという考えであります。それを翌年度以降に取り崩してという形で、最終、令和13年度で基金がゼロになるような形で10年間の事

業というふうに考えて、防衛のほうと協議をしているところでございます。

この交付金をどれくらい充てるかという部分については、先ほど申し上げましたとおりですね、ほかの事業との兼ね合いもありますので、その辺を見ながら、もう少し積みれば積むし、積みなければ積まないという形にはなるかと思いますが、このことによつてですね、児童、乳幼児とか、児童とかの医療費を使う町民の皆様が、何ら不利益も起さないということは間違いないことでございますので、御理解賜ればと思います。

○議長（中山 哲君） よろしいですか。よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よつて、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第2号 令和4年度色麻町一般会計補正予算（第8号）

○議長（中山 哲君） 日程第5、議案第2号令和4年度色麻町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（鶴谷 康君） 議案第2号令和4年度色麻町一般会計補正予算（第8号）について、提案理由を御説明いたします。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ4,443万4,000円を追加し、予算総額をそれぞれ50億1,571万8,000円とするものであります。

まず、歳入から申し上げます。議案書8ページ御覧ください。

第11款地方交付税は第1項地方交付税で、臨時経済対策費等の追加交付に伴いまして3,999万円の増額。これによりまして、本年度の普通交付税の総額は21億7,317万円となりました。

第15款国庫支出金は第2項国庫補助金で、特定防衛施設周辺整備調整交付金2,398万1,000円、先ほど議決を賜りました基金に充当するものでございます。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1,880万7,000円、合わせまして4,278万8,000円の増

となっております。

第19款繰入金は財政調整基金繰入金を3,840万円減額し、本年度の予算上の繰入額を3億8,460万円といたしました。

次に、歳出の主なものを申し上げます。9ページ御覧ください。

第2款総務費は第1項総務管理費の工業団地整備費において、特別会計への繰出金160万円の増となっております。

第3款民生費は第2項児童福祉費の乳幼児医療対策費で、先ほどで御可決を賜りました基金への積立金2,398万1,000円の増となっております。

第6款農林水産業費は第1項農業費の新型コロナウイルス感染症対策費で、本日お渡ししました計画書ですね、事業ナンバー29番、振興作物等作付継続支援金1,845万7,000円の増など、合わせまして1,853万3,000円の増額となっております。

以上、令和4年度色麻町一般会計補正予算（第8号）の概要を申し上げます。よろしく御審議を賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより総括質疑に入ります。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） それでは、款項を追って質疑をお願いいたします。

議案書8ページ、歳入から入ります。

歳入。

第11款地方交付税第1項地方交付税。（「なし」の声あり）

第15款国庫支出金第2項国庫補助金。（「なし」の声あり）

第16款県支出金第2項県補助金。（「なし」の声あり）

第19款繰入金第2項基金繰入金。（「なし」の声あり）

歳出に入ります。

第2款総務費第1項総務管理費。（「なし」の声あり）

第3款民生費第2項児童福祉費。（「なし」の声あり）

第6款農林水産業費第1項農業費。9番今野公勇議員。

○9番（今野公勇君） 新型コロナウイルス感染対策費についてですが、こっちの説明のほうにはね、新型コロナウイルス感染症の影響により、農業経営が逼迫している農業者に対し、農業経営の継続を図るため支援金を交付するとありますが、これもともとエゴマなんか5万8,000円を出しますよということだったのが、2万8,000円しか出てなかったんですね。それに対して、それだけじゃないけども、そのほかにもありますが、それを補填するという意味だろうというふうに思いますが、ちょっとこの説明書に書かれて

る文章ではね、納得いかないんですよ。大体、もともと5万8,000円でやりますよという計画を立ててやったわけですよ。12月に振り込まれたときは2万8,000円しか振り込まれてなかった。非常にエゴマ作ってた人たちは憤慨してたわけですよ。何とかしますということで、こういうような形でやってくれるんだらうというふうに、それは感謝しますが、この事業概要の説明の部分にはちょっと納得しないんですが、どういう考えでこういうふうになったのか。努力をされたんだらうというふうに思いますが、その辺をお知らせください。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（山田栄男君） お答え申し上げます。

現在ですね、その新型コロナウイルス感染症の長期化、それからウクライナ情勢に伴う物価高騰などの影響により、農業経営については逼迫している状況でございます。そういった中で、経営所得安定対策における産地交付金、いわゆる転作奨励金と申しますが、交付額が減額した品目がありました。その品目を生産する農業者の農業経営の継続を支援するための交付金として増額補正いたしましたものでございまして、金額については1,845万7,000円と計上させていただきました。

その経営所得安定対策における交付単価の減額理由でございますが、これにつきましては、産地交付金の配分方法に関わる部分でございますが、産地交付金については、当初配分額ということで当初に示され、その後、12月に追加配分が行われます。その追加配分の内容については、米の生産の目安の多い地域、目安に対する作付の多い地域、少ない地域間で調整するもの、それから転作作物が拡大した地域に交付されるもの、それから高収益作物等拡大加算ということで、野菜類の作物が拡大した地域に交付されるものでございますが、当初配分額については、例年並みの配分がなされたわけでございますが、12月に交付される追加配分が、例年に対して1割相当額しか追加配分されなかったという内容でございます。

そういった状況の中で、再生協議会で示している助成単価でございますが、まず大豆、それから牧草、牧草については、その年に播種から収穫までした場合のもの、それからホールクropp用稲、それから飼料用米、米粉用米、加工用米、この部分については、当初、再生協議会が示した単価相当の交付金が支払われております。

追加配分がなかったというところの影響が出た分については、その牧草の、急遽、播種をした方に対する激変緩和措置分、それからエゴマ、それから加工用トマト、それから振興作物というハウレンソウ、ネギ等の7品目、これが影響が出ました。エゴマについては、当初5万8,000円から6万8,000円という単価を示しておりましたが、実際には2万8,000円から3万8,500円の交付であったと。加工用トマトについては、6万5,000円の助成単価に対して3万4,000円になったと。それから振興作物ですね、これについては5万円が2万4,820円となった次第でございます。

こういった中で、大分減額幅が大きいということもあって、やはり令和5年の作付に影響が出るだろうということで、今回、その不足相当額を次期継続支援という形で

1,845万7,000円を交付するということで計上した次第でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中山 哲君） 9番今野公勇議員。

○9番（今野公勇君） そうすると、最初、当初、再生協で示した額に全てなるというふうに考えてよろしいんですか。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（山田栄男君） 議員おっしゃるとおり、再生協議会が当初示した助成単価相当の支援をしたいという考えでございます。

○議長（中山 哲君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

第10款教育費第1項教育総務費。（「なし」の声あり）

10ページ。

第14款予備費第1項予備費。（「なし」の声あり）

以上で款項の質疑が終わりました。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第3号 令和4年度色麻町工業団地整備事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（中山 哲君） 日程第6、議案第3号令和4年度色麻町工業団地整備事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。企画情報課長。

○企画情報課長（菅原伸一郎君） 議案第3号令和4年度色麻町工業団地整備事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に160万円を追加し、歳入歳出予算の総額を629万3,000円とするものでございます。

補正の内容につきまして御説明申し上げます。議案書16ページを御覧ください。歳入について申し上げます。

第1款繰入金1項他会計繰入金では、一般会計からの繰入金160万円を増額し、補正後の予算を285万2,000円とするものでございます。

議案書17ページを御覧いただきたいと思います。

歳出について申し上げます。

第3款事業管理費1項工業団地整備事業費の1目工業団地整備事業費では、12節委託料で第2工区の境界確定のための登記業務委託料160万円でございます。

既に売却済みの第1工区及び第2工区に接しております工業団地の東側でございますが、開発許可の基準となっております大原5号線の拡幅、このためですね、NTTによる電柱移転工事が昨年11月上旬の完了を受けまして、大原5号線の拡幅工事、さらには配水管の布設工事が、同月11月の25日に完了をいたしたところでございます。このことによりまして、翌月、先月でございますが、12月の15日、県の職員の立会いにより、第2工区の完了検査が終了いたしましたので、第2工区の境界を確定するための登記業務に着手させていただきたいと考えております。業務には一定の作業期間を要しますので、企業のスピード感に対応し、より具体的な土地の売渡しに係る交渉を進めさせていただくため、当該予算を計上いたしたところでございます。

以上、よろしく御審議を賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の御説明といたします。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより総括質疑に入ります。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） それでは、款項を追って質疑をお願いいたします。

議案書16ページ、歳入から入ります。

歳入。

第1款繰入金第1項他会計繰入金。（「なし」の声あり）

歳入に入ります。

第3款事業管理費第1項工業団地整備事業費。（「なし」の声あり）

以上で款項の質疑が終わりました。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異

議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 請願第1号 （仮称）ウィンドファーム八森山事業計画の白紙撤回
を求める請願

○議長（中山 哲君） 日程第7、請願第1号（仮称）ウィンドファーム八森山事業計画の白紙撤回を求める請願を議題といたします。

この請願は、議長を除く議員全員で構成する請願審査全員特別委員会に審査を付託しておりました。その審査が終了し、結果報告が提出されましたので、委員長から報告を求めます。（仮称）ウィンドファーム八森山事業計画の白紙撤回を求める請願審査全員特別委員会今野公勇委員長、御登壇の上、報告をお願いいたします。今野公勇委員長。

〔（仮称）ウィンドファーム八森山事業計画の白紙撤回を求める請願審査全員特別委員長 今野公勇君 登壇〕

○（仮称）ウィンドファーム八森山事業計画の白紙撤回を求める請願審査全員特別委員長（今野公勇君） 請願審査全員特別委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件について、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第93条の規定により報告します。

1、審査事件。

（仮称）ウィンドファーム八森山事業計画の白紙撤回を求める請願に関する審査。

2、審査の経過。

令和4年8月18日、請願者の「わが地域の明日を考える会」共同代表3名と紹介議員3名の連名をもって標記審査事件の請願書が提出された。

この請願書の取扱いについて議会運営委員会において協議した結果、議長を除く議員全員で構成する特別委員会を設置し、その特別委員会に付託することとした。

9月7日、色麻町議会定例会9月会議初日の本会議で上程され、紹介議員からの趣旨説明後、特別委員会の設置と、その委員会へ審査付託が議決された。

請願審査全員特別委員会は令和4年9月7日から令和4年12月21日まで8回開催し、審査を行った。

審査内容、経過については下記のとおりである。

囲いの中は要点を絞って読み上げます。

開催回数、日時・場所・委員数、審査内容。

第1回、9月7日、出席委員12名。

正副委員長の互選を行い、採択期限の目標を12月会議までとし、9月会議中に今後の審査内容を確認することとした。

第2回、9月14日、出席委員10名。

請願書の内容確認を行った。

2、参考人出席の確認について。請願者、紹介議員、事業者を招致することとした。参考人招致の順番は、初めに請願者と紹介議員から、後日、事業者から意見聴取することとし、事業者に建設現場予定地を案内してもらえるか要請することとした。

第3回、10月11日、出席委員12名、請願者3名。

請願者を代表し、高森孝司氏が趣旨説明を行い、その後、紹介議員の白井幸吉委員が趣旨説明を行った。各委員からの質疑では、健康被害事例の確認について、土砂災害と自然破壊に対する考え方について、地区内での意向調査や署名活動の状況について、事業者の対応や事業者への思いなどについての質疑があった。

これに対して、「環境省の調査研究資料や、これまで調べた事例を記載した、風力ではないが、同じ地区に低周波で健康被害に悩んでいる人がいる。風車ができてからでは遅い」、「最近豪雨の際にも土砂流出等が発生しており、大規模な災害が予想され心配だ」、事業者に対しては、「最初にパンフレットを持って戸別訪問をしたようだが、町全体の説明が1回だけで、地区の説明会もない。コミュニケーションがなく、事業者に対して大変不信感を持っている」などの回答がなされた。

第4回、10月20日、現地視察、出席委員10名、事業者5名。

小栗山の八森山に設置された風況等観測塔を現地を視察調査するとともに、そこから見渡せる事業計画区域を図面と照合しながら事業概要の説明を受け、委員おのこの質疑を行い、事業者からの回答を受けた。

午後に事業者からの事業説明。事業者を代表し、グリーンパワーインベストメント、グループマネージャー岩館知寛氏から会社概要、事業概要の説明があり、質疑に入った。質疑では、これまでの実績で、健康被害や土砂災害の事実について、現在の風力発電機の性能等に関すること、会社が倒産した場合の風車の撤去について、設置した自治体への寄附や社会貢献について、開発に伴う伐採面積、緑化や植林に対する考え、町から発行された用地の賃貸証明書の効力について、住民からの不信感、事業者としての誠意、姿勢について、住民の不安解消対策についてなどの質疑があった。

事業者からは、「これまで風切り音への対応事例はあるが、それ以降の苦情はない」、「土砂災害は、当社の発電所では大きな被害は出ていない」、「風力発電機の性能は日々向上しており、明確に改善されている。日本は暴風雨のほかに地震もあり、非常に厳しい基準の設計で建設されている。絶対とは言えないが、大丈夫だと認識している」、「倒産についても、民間企業が安定経営できるようなセーフティーネットがあり、安定経営ができると思う」、「寄附については、自治体への社会貢献として取り組んでおり、地域住民と一緒に長年取り組んでいきたいと考えている」、「開発については、のり面を土のままにすることはしない。常識的な範囲で実施する。災害が起きない対策を検討していく。災害が起きやすい道路を造ることは、当社にとっても何のメリットもない。実際に風車を設置する場合は、ボーリングをして安全が確認された場所に設置する。指摘

に対する会社の最終の計画を見ていただいた上で反対、賛成をしていただければと思う」、「賃貸証明書で事業はできない。改めて町との土地契約が必要となり、契約をしなかったとしても、賠償問題はない」、「住民からの不信感については、御指摘を真摯に受け止め、今後、住民に対する説明の機会を設けていきたい。まだ調査中で具体的な伐採面積や切土、盛土の話などを話せる段階ではない。これらを含めて説明できなかったのは我々の努力が足りなかった。しっかりと時間をかけて取り組んでいきたい」、「健康被害については、低周波を浴び続けると健康被害が出てくるという事例はあるのだろうと思う。そのために、適正距離、安全距離を取り計画する。風車メーカーから機種ごとにデータを取り寄せ、予測評価を行い、環境影響評価の審査を受けながら距離を決めていく。我々が絶対という言葉をつけて申し上げられることは、そういった声を見做し、黙認することはなく、真摯に向き合います。できることは最大限企業として尽くします」

今回の審査の打合せで、10月28日とすることに決めたんですが、その後、請願書に書かれている調査結果や被害報告が真実なのかとの議論になったことから、28日の委員会では請願書の内容を改めて検証し、対応を協議することとした。

第5回、10月28日、出席委員11名。

改めて請願書の内容確認を行い、その後、各委員の意見を聴取した。委員から、健康被害の調査事例や被害者の会を直接調査した結果、そのような事実がないという意見が出され、請願書の内容をもう少し調査する必要がある。一方で、請願書に記載された事例の詳細までは把握していないが、そのような事実はあったようであり、請願者が願っている、その願意を一番に考えて判断すべきではないかとの意見が出された。当初、12月会議まで結論を出すという方針で委員会を進めてきたが、もう少し調査をしたいという意見が出たことから、協議の結果、1月会議まで結論を持ち越すこととした。

第6回、11月7日、加美町葉菜山裏宮城加美町ウインドファーム、出席委員11名、事業者10名。

事業者のチームリーダー、近藤良祐氏及び現地工事業者、東北電力社員約10名の案内により建設現場の現地視察調査を行った。現場では、風車鉄塔の基礎工事、管理用道路造成工事、のり面緑化、暗渠排水工事現場を案内され、工事概要の説明を受け、その後、資材の搬入方法、土砂災害対策、健康被害対策、会社が倒産した際の撤去方法などの質疑があり、これまでの実績で大きなトラブルはなかったこと、適切に対応しているという回答がありました。

第7回、12月7日、出席委員11名。

委員長から、これまで審査した内容を踏まえ、改めて各委員から意見を求めたところ、土砂災害や健康被害があったと言われている現地を調査してくるので、それ以降に採決をしてほしいとの意見が出された。一方、委員それぞれ調査を行い、判断はできているはずだ、もうそろそろ結論を出すべきだとの意見もあった。これらの意見を踏まえて協議した結果、1月会議に提案するためには、12月27日の議会運営委員会へ諮ること、そ

のための委員会報告書を取りまとめる期間も必要となること、これらを勘案すると、遅くとも12月21日までは結論を出すこととした。

第8回、12月21日、出席委員12名。

請願審査に対する取りまとめ。

委員長から、委員会報告書の取りまとめのため、これまで行われた7回の委員会審査の経過内容の確認が行われた。その後、改めて各委員から意見を求めたところ、政務活動費を活用して調査してきた委員から、請願者の内容に事実との相違点があったとの説明があった。また、ほかの委員からは、請願書の内容は事実であるとの意見があった。

採決。

意見も出し尽くされたことから、これまでの調査結果も踏まえ、採決することとし、2つの意見に分かれていることから、討論の上、採決することとした。討論では、請願書の内容が正しくなく、町民に誤解を与えかねないことを配慮し、不採択とする意見、請願者の願意を最優先に考え、町民に影響を及ぼす可能性のある施設を認めるべきではないという意見があった。採決の結果、賛成多数により採択すべきものと決した。

委員会報告書に対する意見集約。

委員長が案を示し、微細な修正を行い、承認された。また、少数意見報告を行いたいとの申出があり、賛成者もあったことから、これを了承することとした。

3、審査の結果。

今回の（仮称）ウィンドファーム八森山事業計画の白紙撤回を求める請願審査全員特別委員会においては、委員各位がそれぞれの立場、考え方に立ち、様々な調査を行い、活発な意見が交わされた。

その結果、この請願書に対する本委員会では採択すべきものと決した。

4、町に対する意見。

町長は、請願者の願意を最大限酌み取り、事業者へ事業化計画の白紙撤回を強く要請することを求める。

今回の特別委員会では、参考人として請願者、紹介議員、事業者からの意見聴取を行ったほか、本町の計画予定地と加美町の建設現場の施設調査を行った。

また、委員一人一人が精力的に情報収集や政務活動費を活用し、現地視察調査を行うなど、町民の思いを重く受け止め、真剣に審査が行われた。

事業者からは、これまでの実績を踏まえ、請願者が抱いている懸案事項については、真摯に向き合い対応するとともに、地元住民と一緒に社会貢献に取り組んでいきたいとの回答を受けた。しかし、事業者のこれまでの住民に対する説明や対応は不十分で、住民が抱く不安を払拭できていない。この点は事業者も努力不足であると認めている。

請願者は「私たちの地域の明日を考えると、地域が「健康で安全に暮らせるところ」であることが、最も肝腎である」と訴えている。

突然降って湧いたような風力発電事業に対する地域住民の困惑や不安は察するに余りある。

再生可能エネルギーの必要性を否定するものではないが、健康被害や土砂災害等は、発生してからでは取り返しがつかないばかりか、悔恨の念が残るばかりであることは明白である。

本町議会として町民の安全、安心、誰一人取り残さないという信念の下、少しでも不安要素のある施設を本町に建設すべきでないを考える。

なお、このような結果となったが、請願書の記載事項に疑義を持たれるような内容があり、各委員の判断を惑わす一因となった。

５、請願の処理の経過と結果報告請求。

今回、採択すべきものと決定した請願について、色麻町議会会議規則第93条第３項の規定に基づき、町長に対し、請願の処理の経過及び結果の報告を請求するものである。

以上です。

○議長（中山 哲君） 以上で請願審査全員特別委員長の報告を終わります。御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午前１１時０１分 休憩

午前１１時１６分 再開

○議長（中山 哲君） 休憩を閉じて会議を開きます。

休憩前に引き続き、（仮称）ウィンドファーム八森山事業計画の白紙撤回を求める請願についての審査を続けます。

次に、本件については、山田康雄委員から、会議規則第75条第２項の規定により、少数意見報告書が提出されています。よって、少数意見の報告を求めます。山田康雄委員、御登壇の上、報告をお願いいたします。山田康雄委員。

〔（仮称）ウィンドファーム八森山事業計画の白紙撤回を求める請願審査全員特別委員 山田康雄君 登壇〕

○（仮称）ウィンドファーム八森山事業計画の白紙撤回を求める請願審査全員特別委員（山田康雄君） （仮称）ウィンドファーム八森山事業計画の白紙撤回を求める請願審査全員特別委員会委員、山田康雄。

賛成者委員、天野秀実。

少数意見報告書。

令和４年12月21日の（仮称）ウィンドファーム八森山事業計画の白紙撤回を求める請願審査全員特別委員会において、留保した少数意見を次のとおり、会議規則第75条第２項の規定により報告をいたします。

記。

１、請願１号（仮称）ウィンドファーム八森山事業計画の白紙撤回を求める請願。

2、意見の要旨。

今回の委員会審査に当たり、まず「風力発電に賛成か反対か」ということではなく、それ以前の問題として、請願書の記載内容が妥当かどうかという基本的な視点を持ち、真実を解明すべく誠心誠意調査をいたしました。その結果、誠に残念ながら、その請願書の記載事項に妥当性はなかったと判断せざるを得ませんでしたので、次のとおり意見を申し上げます。

①請願書に記載されている環境省で行ったとされる調査は荒唐無稽なものであり、環境省の本来の研究の結論がねじ曲げられていること。

②福島県田村市についての記載についても証拠書類に照らし合わせると、あまりに事実とかけ離れていること。

③委員会審査中に事例として挙げられた三重県青山高原ののり面崩れに関しても、現場調査の結果は事実と全く違っていたこと。

④調査の結果として、小栗山・平沢地区の住民の思いとされた請願書は、事実でないことを事実と思い込まされた節があるため、記載内容そのものを認めることはできなかった。

以上であります。

○議長（中山 哲君） 以上で少数意見報告書の報告を終わります。御苦労さまでした。

本件は、議長を除く全員で審査をいたしましたので、ただいまの委員長報告に対する質疑は省略し、討論、採決を行います。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

最初に、委員長報告に賛成の発言を許します。4番白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） それでは、委員長報告に対しまして、賛成の立場で討論をいたします。

今回の請願審査全員特別委員会は、この請願書の内容が妥当であるかの確認を公正な立場で、委員各位が現地調査も含め精力的に調査を行い、真剣に審査を行いました。このことについては、委員各位に敬意を表したいと思います。

請願書の内容は、健康被害と豪雨などによる土砂災害の大きな2つのことが懸念される内容であります。

1つ目の健康被害ですが、請願書にあった鹿児島県長島町や秋田県由利本荘市、福島県田村市などの記載事項については、疫学調査や常任委員会所管事務調査、そして、各委員が現地で調査を行った結果を踏まえると、健康被害はあるものと判断をいたします。

2つ目の豪雨による土砂災害ですが、加美町の工事現場での土砂流出が確認されています。また、委員が現地調査を行った三重県青山高原土砂崩れの事実もあったことが確認されました。請願書にあります尾根上での工事によることが原因での土砂崩れ、土砂流出の豪雨被害が各地に報告されているとの内容は、妥当であると判断をいたします。

本町においても、毎年毎年、大雨によつての災害で、取水堰などに甚大な被害が発生

し、基幹産業である農業への影響が多々ありました。風力発電計画での森林伐採により、これまで以上に大雨による土砂災害、土砂流出が、ますます増大することは明らかであります。人為的な行為が健康被害や土砂災害の発生などにより、町民生活を損なうことがあってはなりません。そして、そのようなリスクのある施設は必要ありません。

特別委員会で審査した結果は、この請願書に対する採択すべきものと決したと委員長報告がありました。委員長報告のとおり、この請願に対して賛成するものであります。議員皆様の賛同をよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（中山 哲君） 次に、少数意見賛成者、または委員長報告に反対者の発言を許します。5番河野 諭議員。

○5番（河野 諭君） 委員長報告の反対の立場で討論をさせていただきます。

この請願書には、風力で問題になっている自治体のことを記載してありましたが、この請願書を出した段階では、今の現状を自治体に確認しておらず、事業者にもどのような対応をしたのかも確認をしていませんでした。どこかで聞いた話を信じて作ってしまったと言わざるを得ない請願書でありました。請願書に記載してある自治体や事業者にも確認を取りましたが、今現在は苦情も一切なく、平穏でありますとの回答をいただきました。

私は町民の方に不利益なことがあっては駄目だと思い、自治体、事業者、議員に確認を取りましたが、本町と同じ条件で、あくまでも本町と同じ条件で問題になっている自治体はありませんでした。請願書にはこう書いてあります。「地域が健康で安全に暮らせるところであることが最も肝腎なことと考えます」と書いてありますが、これは担保されています。正しく調査をし、調べれば、これは明々白々であります。

人もそうですが、自治体においても、現状維持では衰退していく一方です。本町のように規模が小さい自治体ではなおさらです。色麻町の発展、町民の方の幸せづくりや、福祉向上につながる風力発電になると私は確信をしておりますので、この請願書を認めるわけにはいきません。議員皆様の賛同を心よりお願い申し上げ、反対の討論とさせていただきます。

終わります。

○議長（中山 哲君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。3番相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 今回、ここに、委員長報告に対し、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

今回の住民からの請願書提出を考査したときに、初めに、地方分権における議会の使命及び議員の職責の観点から、議会として、地方自治の考え方も含め、あくまで住民全体の立場に立って考えるべきもので、主権住民の根幹がここにあると思われる。また、議員は常に住民の中に飛び込み、対話を重ね、住民の悩み、声を酌み取りながら反映し、住民全体の福祉向上と地域社会の安心安全を目指し、その事実、現実に積極的に努力することが責任と思われる。以上の観点からも、住民の意思を十二分に考慮し、議会と

して住民の意見を尊重し、請願書の願意、最大限酌み取り、地域が健康で安全に暮らせることを基本に、賛成の意見と代えさせていただきたいものである。

よってここに、議員各位の良識の下、満場の御賛同をいただくことをお願いし、委員長報告の賛成の意見に代えさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（中山 哲君） 次に、少数意見賛成者、または委員長報告に反対者の発言を許します。11番山田康雄議員。

○11番（山田康雄君） 地方自治法第76条第2項の規定により、反対の意見を申し述べます。

まず、先ほど述べましたけども、風力発電が賛成か、反対かということではなく、それ以前の問題として、請願の記載内容が妥当かどうかという基本的な視点を持ち、真実を解明すべく、誠心誠意、政務活動をこれまで行ってまいりました。ここに、解明できた偽らざる真実を、良識ある色麻町民の皆様、全員に報告をいたします。

調査の結果として、誠に残念ながら、記載内容に妥当性はなかったことを判断せざるを得ませんでした。まず、町民の模範とならなければならない議会の一員として、妥当性なしと判断した特別委員会での委員5名の良識ある理由をここにお示しいたします。

まず第1点は、ウィンドファーム八森山事業計画の白紙撤回を求める請願内容について、「風車の健康への影響は、音が聞こえなくてもあります。そこに2か月、3か月と暮らして初めて現れますと、そのことを環境省の調査が示しています。環境省のホームページに、鹿児島県長島町の2,192人を対象とした医学者4人による3か年にわたる調査、風力発電施設に係る健康被害の疫学調査の成果が報告されています」と請願者は主張していますが、事実は全く違います。そこに2か月、3か月暮らして初めて現れる環境省の調査として示していると記載してありますが、環境省の調査結果にはそのような記載はありませんでした。風力発電施設に係る健康被害の疫学調査という名前の調査は行われております。健康被害の研究という名目はありましたけれども、疫学調査という名前の調査は行われていません。また、聞こえない音が影響を起こすという記載もありませんでした。環境省からは、風力発電施設に係る健康被害の疫学調査という調査は行われていないとの回答をいただいているにもかかわらず、この調査は事実でありと読んで確認したとの発言者がおりました。その書類を提出を求めても、いまだに風力発電施設に係る健康被害疫学調査の書類を提出することすらできませんでした。本当にこの書類が存在するのでしょうか。また、環境省の研究結論と全く真逆の結論を書いていることなどから考慮しても、請願書には残念ながら真実ではどこにもありませんでした。

2点目の理由を申し上げます。委員会において、三重県青山高原において、災害により、のり面が崩落したままになっているとの報告がありました。政務調査した結果、現地調査の結果として、その報告は、荒唐無稽な単なるうわさ話であることが判明いたしました。結果は、証拠書類を添えて特別委員会に報告してあります。その場所は国定公園でもあり、保安林にもなっております。県の指導を受ける場所でもありました。それ

ばかりか、この事業者に津市の市長、それから伊賀市の副市長が社外取締役になっていることから、崩れたままにしているわけではありませんでした。確かに風水害で崩れた場所はありましたが、それは民間地でもあり、翌年度までに予算づけをして復旧しておりました。

それから3点目。「福島県田村市には被害者の会があります。睡眠障害のため、風車の夜間停止を求めて交渉してきましたが、事業者はいまだに答えていません。送電線鉄塔敷を協力したにもかかわらず、被害者は泣き寝入りを強いられています。これらの風力発電施設は、いずれも環境アセスメントをクリアをしております。それにもかかわらず、深刻な被害が発生しています」という請願の内容でございましたが、これらに対しても行政が立ち会い、被害者の会と事業者が会議を持ったことの記録が示された証拠書類を田村市側から提出され、その書類を委員会へ報告してあります。また、この書類は、田村市、事業者、被害者の会がそれぞれ書類を取り交わしております。それによると、被害者の会が夜間停止を求めたことの記録はどこにもなく、そもそも法人格を持った者と人格なき任意の団体が交渉すること自体あり得ないことは明白であります。平成25年に行政が立ち会い、事業者に対し要望がなされ、その回答がなされたことが記録されておりました。

思いを遂げるためには、内容が事実でなくても構わないかのような特別委員会での発言もありました。私たちは議会人として、町民に良識を示そうと努力してまいりましたが、しっかり調査をし、研究と研修を重ね、町民の模範であろうと努力した。良識を持った委員の特別委員会の5名は妥当と認めるわけにできなかったということで、この請願の内容を反対討論といたします。議員の皆さんの御理解のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（中山 哲君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。（「なし」の声あり）

次に、少数意見賛成者、または委員長報告に反対者の発言を許します。6番小川一男議員。

○6番（小川一男君） ただいまから反対討論を行います。

（仮称）ウィンドファーム八森山事業計画の白紙撤回を求める請願の採択については、反対いたします。

今回の請願趣旨の中で、あまりにも異なる事項が記載されています。

第1として、環境省の鹿児島県長島町の風力発電施設に係る健康被害の疫学調査の引用であります。この調査は平成20年10月に運転開始された風力発電について、平成25年から27年に行ったものであり、その際、平成24年度、風力発電事業に追加された環境影響評価法が適用されていない時期のものであり、資料としては古く、日進月歩の激しい現在において活用すべき資料ではないと考えられます。さらに、この調査結果を八森山事業計画に当てはめて睡眠障害被害の予想を算出することには無理があります。長島町と色麻町の風力発電の立地場所や自然環境は同じではなく、調査の数字だけを色麻町の

地域に利用して睡眠被害を予測するのが本当に妥当なのか、甚だ疑問であります。

次に、福島県田村市の被害に係る件であります。ここでは田村市における風力発電による被害について記述されていますが、これが本当の実態なのか。この件につきましては、2名の議員、山田議員、天野議員が田村市に行き調査を行い、特別委員会で報告しております。報告によれば、請願に記載されていることとは、事実は大きく乖離していたという事実であります。さらに、両議員は、特別委員会の中で指摘された三重県青山高原ののり面の崩落についても現地調査を行っています。指摘事項とは事実が全く異なっているとの報告を受けました。

三現主義という言葉があります。現場に行き、現物を見て、現実を知る。請願に対して調査した両議員の報告を尊重します。請願はそのものを否定するものではなく、趣旨に事実と異なった記載があることは妥当性がないと考えられます。

よって、今回の請願の採択には反対いたします。

○議長（中山 哲君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。（「なし」の声あり）

次に、少数意見賛成者、または委員長報告に反対者の発言を許可いたします。10番天野秀実議員。

○10番（天野秀実君） 天野でございます。

私はウィンドファーム八森山事業計画の白紙撤回、このことについては、住民の皆さんとともに、これは一致して行動したいと思っておりまして、実は。当初はそう思っております。しかし、これを調査していく上で、それはやってはならないことだということに気づいたものですから、反対の討論をさせていただきます。

その理由をしっかりと述べさせていただきます。まず、議員である前に一人の人間として、良心に従って、真実を述べることをお約束いたします。

私は、当初から風力発電が賛成か、反対かということではなく、それ以前の問題として、この請願の願意が妥当かどうかという基本的な視点で真実を解明すべく、誠心誠意努力してきたつもりであります。その結果として解明できた偽らざる真実を、良識ある町民の皆様全員に報告したいと思えます。

結論から言いますと、誠に残念であります。残念であります。その願意に妥当性はなかったと判断せざるを得ませんでした。その理由は、先ほど反対者の議員が言われたように、前提となるものに明らかな誤りがあったと。この前提となるものというのは、事実として書いてあった環境省の調査あるいは福島県田村市での実態、あるいは三重県青山高原でののり面の崩れ等について調査をしました。その結果、この請願書に書いてある事実らしきものは、荒唐無稽なものだということが分かりました。ですから、賛成することができなかったということです。風力発電を導入した自治体の住民がまるで不幸になるかのような前提、それが事実であるかのような前提になっている請願書。しかし、これらは事実ではなく、荒唐無稽な、残念ながら作り話であったと言わざるを得ないことは、本当に残念です。私もじくじたる思いでここに立っております。前提に明ら

かな誤りのある請願が妥当なはずはないじゃないですか。これが結論なんです。

この結論を証明するために、私たちはほかの自治体へも出向きました。福島県田村市のことが、この請願書に載っております。田村市では大変驚いておりました。名誉が毀損されるような内容になっているんですよ。大変私も申し訳ないと思いました。田村市でのやり取りをここで報告しますが、平成25年に行政が立ち会って、被害者の会と事業者が会議を持ったとの記録が示された証拠書類を田村市から提出されました。この証拠書類は委員会へ報告してあります。この書類には田村市、事業者、被害者の会がそれぞれこの書類を持っておりますが、それによると、被害者の会が夜間停止を求めたことの記録はどこにもありません。そもそもですね、11番議員が言われたように、法人格を持つものと人格なき任意の団体が交渉すること自体、あり得ないんです。平成25年、行政が立ち会い、事業者に対し、被害者の会が要望を出したという記録はしっかり残っております。昔々の話です。これは委員会に提出してあります。また、その証拠書類には書いてありませんでしたが、聞き取り調査、事業者にも聞き取りをしております。住民に対して善処してきた点について、これも委員会に報告してあります。1.5キロ以内の方々には、防音カーテンを事業者の負担でこれを配布したと。それから、風車のシャドウ、プロペラが回って影が気になるころの風車は、日中、これは事業者の責任でこれは停止をしたと。それから、敷地に協力した住民の方へは契約をして、敷地料の補償もしていますと。それから、地域の方々には、貢献するための地域への協力金のお支払いもしていますと。そこで、私も大変申し訳ないと思ったのは、被害者が泣き寝入りをしているとか、深刻な被害が発生しているとか、田村市の方々から言わせると、これは色麻町の方が書いたことであり、これらは事実ではありませんということです。なおかつ、大変言いにくいことではありますが、色麻町には良識のない人たちもおられると、このように憤慨していた点でもございます。田村市への記載は、全く事実とは違っております。残念ながら。

それから、2点目の理由を申し上げます。私もこういった討論するのは大変はばかられるんですが、しかし、そうせざるを得ませんので、やらさせていただきます。2点目として、委員会の場で紹介議員から、三重県青山高原において、災害によるのり面が崩落したままになっているという証言がありました。これは初めから、議員であればこの話はおかしいと、そのような前提に立つものです。そこで、現地調査に行きました。現地調査に行く前に、三重県に問い合わせで口頭での確認はしておりましたが、三重県のほうではそういったことはない。委員会の委員はそれが事実だというものですから、どちらの話が本当なのかということで、三重県に行きました。現地調査の結果として、証言は荒唐無稽な単なるうわさ話であることが判明しました。それは証拠書類を添えて委員会に報告してあります。その現場というのは、11番議員が言われたように、国定公園でもあります。保安林にもなっております。三重県の指導を受ける場所でもあります。また、そればかりか、市長、副市長が、これ無報酬なんです、社外、外部取締役にもなっているところなんです。これらのことを考えただけでもですね、崩落したままにな

っていると断定すること自体、いかななものなのかなと私は思います。これをやってしまうと、三重県とか、その自治体の方々にあらぬ迷惑をかけてしまうことがないだろうかとは私は心配しております。確かに風水害ですね、崩れた場所はありませんでしたが、それはあくまでも民間地でありました。そして、翌年度までには予算をつけて、復旧された証拠書類、写真を添えて委員会に提出してあります。この場所だけではなくて、この国定公園の中というのは、崩れたままにするとかということは、これ絶対はないとこなんです。ただ、町民の方がこれを聞けば、そうなのかなと信じるのかもしれませんが、町民の皆さんにそういう誤解のないように、しっかりと報告をしておきます。

それから、3点目を申し上げますが、請願書には風車の健康への影響は音がなくてもありますと断定しております。そのことを環境省の風力発電施設に関わる健康被害の疫学調査が示していると断定しております。そして、これを基に小栗山・平沢・鷹巣・高根地区の睡眠障害が算出されています。しかしですね、私は2度ほど環境省の職員の方とやり取りをしました。その後、専門家にこの請願書のこの部分、ほかの部分もありますが、これの分析を依頼をいたしました。この調査は世の中に存在しません、残念ながら。請願書に書かれている風力発電施設に関わる健康被害の疫学調査、これは存在しないんです。そればかりか、環境省で実際に行われた研究の結論とは別に、全く真逆の結論を、言いにくいんですが、誠に言いにくいんですが、勝手に作り出して、その結論を基に地域住民の方の睡眠障害を算出しております。環境省からは、風力発電施設に関わる健康被害の疫学調査は行われていませんよと回答をいただきましたので、そのことは委員会に報告してありますが、この調査は事実であり、実際に読んだという方が2人おります。2人いるんですよ。どなたかという、個人情報になりかねないので、私は議会で名前は挙げないことにしていますので、これは挙げませんが、あるのであればその書類を出してくれと、そのようお願いしましたが、いまだに出てきてないんです、その書類。ないものは出せないんですよ。また、11番議員が言われたように、大変残念なのは、思いを遂げるためには事実でなくても構わないんだと言わんばかりの発言も、その委員会でありました。これは町民に対して全く申し訳ないことだと私は思います。

委員会の向かい風の中で、私たちは町民に良識を示そうと努力し、その結果として真実を解明できたと、そのことを私は誇りに思っているのですが、これらの事実を鑑みたとき、荒唐無稽な、荒唐無稽というのは先ほども言ったように、荒唐無稽なものというのはうそなんです。これを前提に組み立てられた請願に妥当性はないと判断せざるを得なかった。大変苦しい判断でした。また小栗山・平沢の善良な方々は、この荒唐無稽な話をあたかも事実であるかのように思い込んでしまったと思います。その結果として誤った結論に達したというのが、偽らざる現実なのだろうと、このような判断をしました。これらの理由により、願意に妥当性はない。そこで、反対討論せざるを得なかったということです。

最後になりますが、ウィンドファーム八森山事業計画の白紙撤回を求める請願が議会に提出されました。これは請願者3名の方、紹介議員3名の方にとっても、私は大変不

幸な出来事だったと、そのように思っております。町民はいずれ事の真実を知ることになるんだろうと思います。しかしですね、場合によっては、議会にとっても不幸な出来事になってしまう場合すらあるのだということを、皆さんに申し添えておきたいと思います。請願書には妥当性はなく、反対せざるを得なかったと、じくじたる思いでいた議員が、ここに自らの意思を表明したと、そのように理解していただければ大変幸いです。

以上で反対の討論を終わります。

○議長（中山 哲君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。1番大内直子議員。

○1番（大内直子君） それでは、（仮称）ウィンドファーム八森山事業計画の白紙撤回を求める請願について、委員長報告に賛成の立場から討論をいたします。

最初に、請願内容についての討論、次に、請願書の記載事項に疑義が持たれる内容があるという少数意見についての討論を行います。駄目なんだ。分かりました。

請願内容についての討論を行います。

請願では、森林伐採による豪雨被害、そして健康被害、この2点が書かれています。最初の豪雨被害についてですが、これについては3つ申し上げたいことがあります。

1つ目は、地域の農業と暮らしにとってマイナスであること。2019年の台風19号によって、保野川の用水堰が2か所被災し、長い延長の護岸が崩れました。八森山事業計画地は、この保野川・長谷川への流入域です。計画地の森林は大半が水源涵養保安林になってます。これを伐採するということは、あのときのような豪雨災害が起これば、さらに被害が大きくなることを意味します。小栗山・平沢地区の山林を伐採するこの計画は、地域の農業と暮らしにとってマイナスでしかないと私は考えます。

2つ目は、町の財政負担になることです。八森山事業計画地は、火山灰が積もった地層でできていて、非常にもろい地盤になっています。実際に、事業計画地では土砂崩れが起きて、令和2年から3年にかけて、100メートルの土砂崩れ箇所を直すために2,800万円の税金が使われています。先月、色麻町議会で薬菜山の裏で行われている風力発電工事の現地調査に行きました。あの中で森林を切り開いて工事しているのは9.4ヘクタール、風車6基分の面積だという話を聞きました。八森山で計画されているのは最大で20基、先ほどの数字を当てはめれば31ヘクタールになります。この数字は当たらずとも遠からずではないでしょうか。小栗山・平沢地区の相当な面積が、あのような根こそぎ状態になるということです。何も手をつけなくても、集中豪雨があれば土砂崩れが起きているこの八森山周辺で、私たちが見てきたような大規模な土木工事を行えば、土砂崩れがどれだけ繰り返されるだろうか。将来その土地が色麻町に返還されたときに、復旧のためにどれだけ税金が使われていくのか。財政を考えると、この計画は色麻町にとってマイナスでしかないと私は考えます。

3点目です。令和4年度に作成された色麻町長期総合計画、そこには、自然を愛し、人が輝き、夢のある持続可能なまちづくりという言葉があります。自然を愛するというのは多くの町民の思いであり、その自然を生かしたまちづくりをしていきたいという動きが、様々な形で町民の中にあります。小栗山・平沢地区の山林を広範囲に伐採するこ

の計画は、これからのまちづくりにとって全く相入れないものではないでしょうか。

次に、健康被害について3点述べます。

1つは、令和4年8月に健康被害者の会、ダメージサポートの会が秋田の由利本荘・にかほの会で発足しました。秋田県庁で記者会見をし、風力発電の低周波等による健康被害で苦しむ人を支援することが目的ですと代表が表明しました。由利本荘市、にかほ市、それから福島県の田村市など、被害者の方のお話の全てに共通するのは、風車が稼働してから起きた症状だということ。それから、症状は睡眠障害、耳鳴り、頭痛など、共通したものがあります。そして、被害者の方が求めているのも皆同じで、風車の夜間停止です。せめて夜だけはよく眠りたいという、人として最低限の願いです。そして、それが実現していないことも共通しています。

2つ目です。昨年11月19日から12月11日まで日本科学者会議が、第24回総合学術研究集会を開催しました。その中で、再生可能エネルギーと健康・環境影響という分科会が初めて設けられ、由利本荘・にかほ市の風力発電を考える会も、21名の健康被害者の聞き取り調査結果を公表しました。この分科会では、国に対して風力発電周辺の大規模な疫学調査を求めていくこと、それまでは新たな風力発電建設を中断すべきことが議論されたそうです。先ほど古い研究だということがありましたが、今こその大規模な疫学調査が必要ではないかと、そういう提言です。国は健康影響はないと言ってる、そう事業者も色麻町も言いますが、現実には深刻な影響が出ている。そして、それを何とかしようという動きも出ている。私たち議員は国や事業者の言うことだけでなく、現実に行っていることに、よく目を向けることが大切だと思います。

そして3つ目。新しい風車では健康被害は起こらないのではないかという意見があります。これについては、健康被害の原因となる低周波が風車から出ていないことを証明する資料は、事業者から提出されていません。風車の騒音・低周波音は、風車の羽根が回って、羽根が支柱を通過するときに、空気が圧縮されることで発生する部分が多いと言われていています。つまり、風車の形が今のままである限り、どのメーカーの風車を使っても、物理的に低周波を出す構造になっていることは変わらないのではないか。新しい風車は健康被害を起こさないという見解については、現在のところ、それを支持する根拠が見当たらず、議会における議論の対象にはならないと考えます。

次に、鹿児島県長島町による疫学調査についてですけれども、この調査では結論として、風車の騒音は睡眠障害の危険因子の可能性が高いというふうに述べられています。そして、その中で静穏地区といって、夜間とても静かな環境の場所は、夜も騒音がある地区に比べて睡眠障害が増えていることが明らかにされています。この静穏地区、静かな地区が、まさに小栗山・平沢地区に当てはまります。長島町に実際に電話で聞いてみたところ、町では健康被害はないという返事が返ってきました。長島町は風車でまちおこしをしており、風力発電の健康被害については調査はしていません。それに対し、疫学調査は3年間かけて、4人の医学者により2,192人を対象にして、環境省の6,900万円の予算をかけて行われました。調査はせず、健康被害はないと回答する町当局の話と比

べ、議会の議論の対象にするのはどちらがふさわしいか。疫学調査だと私は考えます。

請願者の請願書の中に、このように書いてありました。「風車の健康への影響は、音が聞こえなくてもあります。そこに2か月、3か月と暮らして初めて現れます。そのことを環境省の調査が示しています」。この音が聞こえなくてもありますということは、この疫学調査の一番最後にはっきりと書かれています。風車から1.5キロの住民28名の中の了解が得られた25名について調べたところ、睡眠障害ありと答えた人が13名、つまり半分以上であります。この睡眠障害というのは、ちょっと眠れないという程度のそういう話ではなくて、アテネ睡眠尺度という国際的な睡眠障害を測る尺度によって測られたものです。音が聞こえないのに、このくらい睡眠障害があると、1.5キロの地点でというのは、驚くべき数字だと思います。

次に、請願者の請願の中に福島県の田村市の被害者の会についてありました。これは、平成23年の2月から稼働した風力発電の地元の20戸の集落のうちの、風車が稼働してからしばらくすると、2キロ以内の11戸の人たちから不眠、耳鳴り、頭痛などの症状が出てきた。それで、被害者の会を結成して事業者と交渉をしたというのが経緯です。これは現地調査で明らかになった事業者側の文書によっても確認されます。その文書の中には、平成25年2月末に、調査結果で風車からの音であることがはっきりしたため対策を講じるという記述があります。つまり、事業者も風車からの騒音を認めています。そして、対策として防音カーテンをつけました。被害者の会の話では、防音カーテンには全く効果がなく、会で求めたのは、夜の間、風車を止めることということでした。でも、夜間の風車停止には、事業者は応じないまま現在に至っているということです。昨年10月現在、症状は今も変わりませんというお話でしたが、会としての活動はないそうです。その理由が現地調査に行かれた議員の報告によって分かりました。地元の地区に事業者から毎年20万円の協力金が支払われているということです。どのような名目であれ、地区にお金が毎年支払われる状況の中で、声は上げにくいということは、容易に想像ができます。この状況を泣き寝入りと表現するほかに、私には適当な言葉が見つかりません。また、田村市という名称を出したことについて、田村市の関係者より違和感を表明されたということですが、田村市というのは、ここでは単なる地名なんです。田村市という自治体が泣き寝入りを強いているという文意でないことは、文章を素直に読んでいただければ分かっていただけだと思います。

それから、三重県青山高原について委員会で審査がありました。これについては、請願者から説明があったんですけども、青山高原で崩れた土砂が道路を寸断しているという説明が請願者からありました。これについては、先週12月30日に青山高原を訪れた弁護士に確認をしていただきました。写真も送られています。現在、風力発電の管理道路の下で何か所もの土砂崩れがあり、伊賀市の市道が土砂で通行止めになっています。事業者は土砂崩れを復旧することをやめて、伊賀市の市道を通行止めにしたまま、新しく橋を付け替えたということです。また、土砂崩れの斜面に土のうを積み上げて、そこにコンクリートを吹きつけにした写真もありました。全体に土砂崩れが多過ぎて対応し

切れていないようです。

結論として、まず、現地調査によって過去に二度の災害があり、翌年度には復旧したことが分かりました。そして、12月30日の検証では、それ以降も様々な大小の土砂崩れが起こっており、それをきちんと復旧している状況ではないことも分かりました。大事なことは土砂崩れを一度直したかどうかではなく、繰り返し起こっていることです。直しても直してもあちこちで新しい土砂崩れが起きている、それは地質がもろいと言われている八森山と重なります。

また、この現地調査の報告の中で、第三セクターだから、市が関わっているので土砂崩れを直さないはずがないという説明を受けたということでした。2018年の伊賀市の市議会でこのような発言がありました。「これ以上土砂崩れを放置するなら、伊賀市は第三セクターにおいて発言権がないということなので、第三セクターから伊賀市は引き上げるべきではないか」。第三セクターといっても、対等な発言力がないように見受けられます。実態がどうなのかということは、事業者の話だけではなく、いろいろな角度から検証しなければならないのではないのでしょうか。

最後に一言申し上げます。長期総合計画にもあるように、自然は色麻町にとって大切な宝物であり、生かしていくべきものです。色麻町が選択すべきなのは、風力発電を利用した民間企業の営利活動に土地を貸して、結果として地域の自然と暮らしを壊してしまうことではなく、自発的な町民の動きを後押ししながら、色麻の財産を大事に生かしていくことではないのでしょうか。私たち議員は誰を代表するのか。私たちは町や企業を代弁するためにいるのではなく、町民一人一人に、町民の声に向き合うのが仕事です。任意の団体は法人格の団体と対等に交渉できるのかというお話もありますが、小栗山の明日を考える会、地域の明日を考える会も任意の団体であります。さらに、さらに言えば、任意の団体をつくることすら非常に難しい一人一人の町民であります。そういう一人一人の声に私たちは向き合いながら、同時に、日本を、世界を、地球を見据えて、何が本質か、何を大事にすべきなのかを考え発言する、それが私たち議員の仕事だと思います。

議場に御参集の議員の皆様には、採決のときまで考え抜き、決断の1票を投じていただくことを願って、私の討論を終わります。

○議長（中山 哲君） 次に、少数意見賛成者、または委員長報告に反対者の発言を許します。（「なし」の声あり）

次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。（「なし」の声あり）

次に、少数意見賛成者、または委員長報告に反対者の発言を許します。（「なし」の声あり）

ほかに討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本件の採決は電子採決システムにより行います。採決方法は記名投票採決といたします。この際、申し上げますが、ボタンを押さなかった者は反対とみなします。

それでは、採決いたします。

この請願に対する委員長報告は採択すべきものです。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。それでは、ボタンを押してください。

〔電子採決システムにより記名投票〕

○議長（中山 哲君） ボタンの押し忘れありませんか。

〔「ボタンの押し忘れなし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） ボタンの押し忘れなしと認め、決定いたします。

〔電子採決システムにより確定〕

○議長（中山 哲君） 賛成多数です。よって、請願第1号（仮称）ウィンドファーム八森山事業計画の白紙撤回を求める請願は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

〔賛成7名：1番大内直子君、2番佐藤 忍君、3番相原和洋君、4番白井幸吉君、
8番工藤昭憲君、9番今野公勇君、12番福田 弘君〕

〔反対4名：5番河野 諭君、6番小川一男君、10番天野秀実君、11番山田康雄君〕

○議長（中山 哲君） ただいま採択されました請願は、本町議会の機関意思決定として、町長に議長名をもって送付し、実現方について強く要望してまいりたいと思います。

暫時休憩いたします。

午後1時30分まで休憩いたします。

午後12時23分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（中山 哲君） 休憩を閉じて会議を開きます。

日程第8 陳情第6号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める政府に対する意見書採択を求める陳情書の提出について

○議長（中山 哲君） 日程第8、陳情第6号最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める政府に対する意見書採択を求める陳情書の提出についてを議題といたします。

この陳情は、産業民生常任委員会に審査を付託しておりました。その審査が終了し、結果報告が提出されましたので、委員長からの報告を求めます。産業民生常任委員会天野秀実委員長、御登壇の上、報告をお願いいたします。

〔産業民生常任委員長 天野秀実君 登壇〕

○産業民生常任委員長（天野秀実君） それでは、陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第93条第1項及び第94条の規定により報告します。

記。

1、審査事項。

本委員会に付託された陳情第6号最低賃金の改善と中小企業の支援の拡充を求める政府に対する意見書採択を求める陳情書の提出について。

2、審査期日。

令和4年12月16日、金曜日。

3、審査方法。

自己点検方式による審査。

4、審査の過程。

自己点検方式により、各委員の意見を出し尽くした後、討論方式で是非を議論し、全会一致により結論を見た。

5、審査の結果。

本委員会として、陳情第6号最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める政府に対する意見書採択を求める陳情書の提出については、採択すべきものと決定した。

6、委員会の意見。

特になし。

7、措置。

関係執行機関への送付が適当。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 以上で産業民生常任委員長の報告を終わります。御苦労さまでした。

○議長（中山 哲君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。この陳情に対する委員長報告は採択すべきものです。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、陳情第6号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第9 議発第1号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書
(案)

○議長（中山 哲君） 日程第9、議発第1号最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書（案）を議題といたします。

提出者から趣旨説明を求めます。産業民生常任委員会天野秀実委員長、御登壇の上、説明をお願いいたします。

〔産業民生常任委員長 天野秀実君 登壇〕

○産業民生常任委員長（天野秀実君） それでは、朗読をもって説明をいたします。

最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書（案）。

新型コロナウイルス感染拡大は「第7波」が過去最大の感染者数となり、国民、県民の暮らしと経済に深刻な影響を与えています。加えて円安・ガソリン・電気エネルギー価格高騰と物価上昇が重なり、総合指数は2020年を100として102.7、前年同月比3%の上昇（8月現在）となっています。さらに10月から6,500品目の値上げにより、国民生活に大打撃を与えており、暮らしと地域経済の低迷が懸念されます。

今や雇用労働者の2人に1人は非正規雇用、年収200万円以下の「ワーキングプア」の状態です。労働者の平均賃金は、2000年に比べて10%も減っています。

賃金下落が、消費の低迷、生産の縮小、雇用破壊と企業の経営危機を招く悪循環を生み出す大きな要因となっており、こうした事態を改善するため、所得確保、中小企業への支援のため、政府の支援が必要と考えています。

所得の引上げに実効ある政策は最低賃金引上げと考えています。政府は、「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）」（2022年5月31日）では、「できる限り早期に全国民加重平均が1,000円以上になることを目指し、引上げに取り組む」と明記しています。

今、地域別最低賃金は東京でも1,072円、宮城県は883円、最も低い地方では853円です。この額でフルタイム働いても180万円程度であり、ゆとりある暮らしはできません。地域間格差も大きく、宮城県と東京都では時間額で189円も格差があり、賃金水準が高い都市部へ将来を担う若者が流出する大きな要因となっています。

国民が生活できる水準の最低賃金を確立し、それを。ちょっと待ってね、抜けましたか。ちょっと待ってね。世界各国。国民が生活できる水準の最低賃金を確立し、それを基軸として生活保護基準、年金、農民の自家労賃、下請単価、家内工賃、税金の課税最低限度等を整備すれば、誰もが安心して暮らせる社会基盤がつかれると考えます。

以上の趣旨により、下記の項目の早期実現を求め、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

記。

1、政府は、国民生活の向上のため、生活できる最低賃金にするため大幅引上げを行うこと。

2、政府は、全国一律最低賃金制度の確立等、地域間格差を縮小させるための施策を進めること。

3、政府は、中小企業への支援策を拡充すること。

提出先は内閣総理大臣、厚生労働大臣です。

以上で説明を終わります。

○議長（中山 哲君） 以上をもって趣旨説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、本町議会の機関意思決定として、内閣総理大臣及び厚生労働大臣に議長名をもって送付し、実現方について強く要望してまいりたいと思います。

○議長（中山 哲君） 以上をもって、令和5年色麻町議会定例会1月会議に付された案件は全部終了いたしました。

お諮りいたします。本会議は、この後、明日1月6日から次の会議までを休会としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、明日1月6日から次の会議までを休会とすることに決しました。

本日はこれをもって散会いたします。

大変御苦勞さまでした。

午後 1 時 4 1 分 散会
